

審査基準（公園施設の設置の許可、設置の変更の許可）

処分の内容	公園施設の設置の許可、設置の変更の許可
根拠法令等	都市公園法
条項	第5条第1項
条文	<p>（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）</p> <p>第5条</p> <p>第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
審査基準	<p>次の1、2及び3のいずれの条件も満たしていること。</p> <p>1 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 公園管理者が自ら設けることが不相当又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 公園管理者以外の者が設けることが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの</p> <p>2 次の(1)～(16)の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 法第2条第2項で定める公園施設に該当すること。</p> <p>(2) 公園の配置、規模及び性格を勘案し、当該公園施設が設置されることとなる都市公園の全体計画に基づき、都市公園の効用が全うできるものであること。</p> <p>(3) 施設を一般の利用に供する際に、その利用について料金をとり、又は物品の販売を行うものについては、料金の額又は物品の種類及び価格等が社会情勢に照らして適正なものであること。</p> <p>(4) 許可を受ける者は、当該施設を設置・管理するのに十分な能力や財産的基礎を有すること。</p> <p>なお、法人格のない任意団体に対して許可を与える場合は責任を明確にすること。</p> <p>(5) 施設の規模、構造及び外観は当該公園の環境に適合するものであること。</p> <p>(6) 施設は安全上及び衛生上必要な構造を有すること。</p>

	<p>(7) 特定の会社、会派、流派等の宣伝等につながる恐れのないこと。</p> <p>(8) 宗教に関連した施設でないこと。</p> <p>(9) 公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある施設でないこと。</p> <p>(10) 都市公園の計画上又は管理上支障を及ぼすおそれのある施設でないこと。</p> <p>(11) 遊戯施設で料金を取るもの及びゴルフ場を設ける場合は都市公園法施行令第8条第2項で定める敷地面積を有する公園であること。</p> <p>(12) 分区園を設ける場合は、一の分区の面積は50平方メートル以下であること。</p> <p>(13) 宿泊施設を設ける場合は、当該都市公園の効用を全うするため特に必要がある場合に限るものとする。</p> <p>(14) 利用に伴い危害を及ぼすおそれのある施設については、柵その他危害を防止する施設を設けること。</p> <p>(15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員からの申請でないこと。</p> <p>(16) 行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは許可しないこと。</p> <p>3 次の(1)～(5)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が、公用若しくは公共用又は公益上のために公園施設を設置する場合</p> <p>(2) 指定管理者が管理する公園において、当該指定管理者が設置するもので、利用者の利便性の向上や効果的な管理に寄与すると認められる場合</p> <p>(3) 当該公園を管理する自治会、公園愛護会等が設置する場合</p> <p>(4) 災害その他の緊急事態の発生により、自治会やボランティア団体等が応急施設等を一定期間設置する場合</p> <p>(5) その他市長が設置することが適当と認める場合</p>
--	--